

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年10月30日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

	監査結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 生産品出納簿について、帳簿の累計欄の登記を削って訂正していた。（農業生産流通課）</p> <p>(イ) 行政財産の使用変更許可をした使用料について、過年度収入しているものがあつた。</p> <p>また、行政財産の継続使用料について、会計年度の初日から起算して30日以内に徴収できていないものがあつた。（農業経営課）</p> <p>(ウ) 肉豚仕向子豚の譲渡価格について、算出根拠に誤りのあるものがあつた。（畜産試験場）</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>自家用車公務使用申請書を提出しているが、旅費の支給をしていないものがあるので、旅費を支給する必要がある。（畜産試験場）</p> <p>ウ 契約事務について</p> <p>(ア) 委託業者から提出された一般廃棄物処理業務報告書について、収集回数に誤りがあるにもかかわらず受領し、検収していた。（農業試験場）</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 直ちに適正な訂正方法により訂正した。職員に、適正な訂正方法を周知徹底した。</p> <p>(イ) 今後は関係規程に則り、適正な時期に使用料の収入手続を行うようにした。</p> <p>(ウ) 譲渡価格に誤りはなく、算出根拠中、体重の数値の記載上の誤りを直ちに訂正した。計算の入力誤りを防ぐための手法を定め、再発防止を徹底した。</p> <p>イ 支出事務について</p> <p>直ちに追給の処理を行った。旅費の支給漏れが生じないように、職員に制度を周知徹底するとともに、所内のチェック体制を再確認した。</p> <p>ウ 契約事務について</p> <p>(ア) 契約書に沿った収集はされていたものであり、委託業者から改めて正確な報告書を提出させ、再度検収した。委託業務の報告書について、契約書の仕様書の内容及び履行状況を十分に確認し、受領及び検収を行</p>

	<p>(イ) 塵芥^{じんが}収集処理業務委託について、約定どおりの収集回数での履行がなされていなかった。(農業試験場)</p> <p>(ウ) 工事の変更契約において、執行伺変更書の決裁年月日より前の日付を契約日としたものが2件あった。(東讚土地改良事務所)</p> <p>エ 自主検査について 県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(畜産課)</p>	<p>うよう周知徹底した。</p> <p>(イ) 契約書で明確に定められていなかった閉庁日の収集の取扱いについては、仕様書や指示書で明示することにより疑義が生じないよう改善した。</p> <p>(ウ) 契約当事者双方保管の契約書日付の記載誤りを正当な日付に訂正した。文書の校合及び公印審査を適切に行うよう職員に周知徹底した</p> <p>エ 自主検査について 直ちに1回目の自主検査を実施した。職員に自主検査の実施について、周知徹底した。</p>
--	--	--